

各府省における能力開発・生涯学習施策の実施状況について

平成18年4月調査

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝体で記載したものは(第1次)	整理番号	施策の名称等	府省庁名	施策の実施状況				7 分類別調査項目	8 備考		
				1 施策の目的	2 平成16,17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果			5 関連する施策との連携の取組	6 施策内容による分類 A:直接実施 B:教育機関支援 C:自己啓発支援 D:その他
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1	【職業能力開発情報体系的に収集・提供する体制の充実】	厚生労働省	個人が、その職業能力を確認しつつ、自らの職業生活設定に即して職業訓練を受け、キャリア形成を図ることができるよう、職業能力開発に関する情報を簡易に入手できるシステムを構築する。	女性労働者だけではなくすべての労働者を対象として、職業に関する基本的な情報、人材ニーズ動向、職業訓練コース、能力評価等、職業能力開発に資する情報に容易にアクセスでき、入手できるポータルサイト「キャリア情報ナビ」(http://hrd.mhlw.go.jp)の運用を平成17年11月に開始した。	提供する情報の充実を図る。	平成17年11月～平成18年3月までの平均アクセス数:13,560件/月 (在職中の女性に限らない。)	特になし。	C	(1)特になし。 (2)インターネット等により周知。 (3)特になし。 (4)時間帯:制限なし、費用負担:なし(アクセスにかかる通信費を除く)	a,b,c
	2	【若年労働者のキャリア形成支援・相談事業】	厚生労働省	労働者の就業意識、就業形態の多様化、企業による人材の即戦力志向の高まりにより、労働者自らが、キャリア形成を図っていくことが必要とされている。一方で、職業生涯設計等の問題で悩みや不安を抱える労働者も多い。このことは、特に若年者において大きな問題となっている。こうした状況下で、専門知識を有するカウンセラーが、キャリア形成に係る相談(キャリア・コンサルティング)を行うとともに、職業人としての経験が少ない若年労働者特有の悩みや不安に応える相談(カウンセリング)を併せて行うことが必要である。しかし、中小企業では、キャリア形成支援、各種の悩み相談を受ける体制が十分に整備されているとは言えない実情にあるため、地域の若年労働者が利用しやすい場所・時間でカウンセラーを派遣し、きめ細かな対応を図ることとする。	平成17年度からの事業であり、平成17年度は、43カ所で1,501時間の相談を実施。	47カ所で相談を実施予定。	特になし。	特になし。	C	(1)相談対象者は、市町村において選定している。 (2)広報の方法は、地方自治体の広報誌に掲載することによる。 (3)該当なし。 (4)時間帯:原則として、18:00～21:00、費用負担:なし	a,b,c
	3	【キャリア形成支援体制の整備】	厚生労働省	労働者が、その適性や職業経験等に即して自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に進められるよう支援するため、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターの「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施する。	相談件数 平成16年度 1,130,390件 平成17年度 1,090,294件	引き続き、キャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施する。	独立行政法人雇用・能力開発機構のキャリア形成支援コーナー等においてキャリア・コンサルティングを受けた者から「役に立った」旨の評価を受ける割合80%以上(平成17年度の目標)99%(平成17年度結果)	特になし。	C	(1)特になし。 (2)インターネット、リーフレット配布、就職相談会等での周知。 (3)該当なし。 (4)時間帯:9:00～17:00、費用負担:なし	a,b,c
また、就業を希望する者も含め、働く女性等に対して、情報提供、相談、ネットワークづくりへの支援を行うなど、女性の能力開発促進を支援する観点として「女性と仕事の未来館」の事業を推進する。(第1次)	4	【女性と仕事の未来館運営事業】	厚生労働省	働く女性及び働きたい女性を支援するための事業を総合的に展開する全国唯一の事業拠点として、働く女性の能力開発のためのセミナー等の実施、女性が働くこと全般にわたる相談、ホームページ等を通じた女性に役立つ情報の提供等、各種事業を実施することにより、女性がその能力を十分に発揮して働くことができるようサポートする。	(平成16年度) ・働く女性の能力開発のためのセミナー:「キャリア発見セミナー」、「初級起業セミナー」等の実施 ・相談事業:電話、来談、Eメール等による女性が働くこと全般にわたる相談の実施 ・来館者数:約15万人 ・ホームページアクセス件数:約40万件 (平成17年度) ・働く女性の能力開発のためのセミナー:「キャリアパスセミナー」、「事業プランのある人のための起業セミナー」等の実施 ・相談事業:電話、来談、Eメール等による女性が働くこと全般にわたる相談の実施 ・来館者数:約16万人 ・ホームページアクセス件数:約55万件	平成18年度においても、キャリアアップセミナー、起業支援セミナー等女性の能力開発のためのセミナー、相談事業、情報事業等を引き続き実施する。	平成17年度において、達成度を検証した。具体的には、能力開発事業における各セミナーの参加者からの「役に立った」との評価を80%以上得るとの目標を設定し、91.4%の結果を得た。また、利用者の80%以上から「働く上で様々な有用な情報を入手できた」との回答を得るとの目標を設定し、84.3%の結果を得た。	内閣府「チャレンジ・キャンベーン～女子学生・生徒の理工系分野への選択～」との連携。	A, C	A 働く女性の能力開発のためのセミナー等(1)有識者、企業の人事担当者等で構成された「女性と仕事の未来館」運営協議会において決定。 (2)時間帯・期間:1～4日、費用負担:セミナー内容により決定 (3)申込受付順。 (4)ホームページ、広報誌、チラシ、メールマガジン等。 C 相談・情報提供関係 (1)特になし。 (2)ホームページ、広報誌、チラシ、メールマガジン等 (3)該当なし。 (4)時間帯:総合相談-受付時間 火～金 10:00～19:30、土・日 10:00～15:30 特別相談-各種相談により設定、費用負担:なし	a,b,c
公共職業訓練等の推進・在職中の労働者に対して、多様なニーズや高度情報通信の進展等に対応した職業訓練を、公共職業能力開発施設等において推進する。(厚生労働省)	5	【在職中の労働者に対する公共職業訓練の実施】	厚生労働省	企業における多様な人材ニーズや高度情報通信の進展等に対応するため、公共職業能力開発施設において在職中の労働者に対する職業訓練を実施。	独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設において、平成16年度は約113千人(実績)、平成17年度は約124千人(計画)の在職中の労働者に対し職業訓練を実施。	平成16,17年度と同様、平成18年度においても、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設において、約105千人の在職中の労働者に対し在職者訓練を実施予定。	実施した訓練について、受講者、事業主への満足度調査での満足度評価が80%以上という目標に対し、平成16年度実績として受講者が97.4%、事業主では93.6%を達成。	特になし。	A	(1)地域の人材育成ニーズ等を踏まえ、毎年度、公共職業能力開発施設ごとに訓練実施科目や定員等について設定。 (2)時間帯:通常平日の昼間(一部休日、夜間も実施) 訓練期間:12時間以上6ヶ月以下 費用負担:あり(訓練実施期間や科目によって異なる) (3)事業主による雇用する労働者の推薦、指示等。 (4)訓練実施施設による広報媒体(ホームページ等)やハローワーク利用者等へのリーフレットによる募集等。	a

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝体で記載したものは(第1次)	整理番号	施策の名称等	府省庁名	施策の実施状況				7 分類別調査項目 6の回答がA (1)内容の決め方、定期的見直し方法、/ (2)能力開発、生涯学習の時間帯・期間や費用負担等/(3)対象者の選定方法/(4)広報方法 6の回答がB (1)対象選定方法/(2)広報方法 6の回答がC (1)対象選定方法/(2)広報方法/(3)助成;対象プログラムの決め方、定期的に見直しの方法、/(4)情報提供、相談等;時間帯・費用負担等 6の回答がD 7 分類別調査項目の回答不要。	備考		
				1 施策の目的	2 平成16、17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果			5 関連する施策との連携の取組	6 施策内容による分類 A; 直接実施 B; 教育機関支援 C; 自己啓発支援 D; その他
・企業内教育訓練が効果的に推進されるよう、必要な情報提供、相談援助等の推進に努めるとともに、企業内で行う教育訓練費用に対する助成を行うなど、企業の取組を積極的に支援する。(厚生労働省)	6	【企業の取組に対する支援】	厚生労働省	在職者の職業能力開発のためには、企業内職業訓練の効果的な推進が重要であることから、企業の取組に対し支援を行う。	事業主に対し、キャリア形成促進助成金(事業主が、その従業員について、職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリア・コンサルティング機会の確保を行った場合に支給)による支援を実施。	引き続き、事業主に対しキャリア形成促進助成金による支援を実施。(平成18年4月より、事業主が従業員の自発的な職業能力開発に対し支援を行った場合に支給する等の改正を実施。)	助成金利用者(事業主)に対するアンケートを実施。 (平成17年度目標) ・事業主から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合・・・80%以上 ・助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合・・・80%以上 (平成17年度結果) ・事業主から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合・・・99.4% ・助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合・・・99.4%	なし。	B	(1)以下に該当する事業主であること。 ・雇用保険の適用事業の事業主であること。 ・労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。 ・職業能力開発促進法に規定する職業能力開発推進者を選任していること。 ・年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対し、職業訓練等を実施しているものであること。 (2)インターネット、パンフレット等により周知。	a
労働者の自発的な職業能力開発の推進・労働者が教育訓練を受講するための時間を確保できるよう、有給教育訓練休暇を導入するなどの取組の促進のために環境整備を図る事業主に対して助成を行う。また、教育訓練給付制度の効果的活用により、労働者個人の自発的な職業能力開発の取組を支援する。(厚生労働省)	7	【キャリア形成促進助成金、教育訓練給付制度】	厚生労働省	在職者の職業能力開発のためには、労働者の自発的な職業能力開発の推進が重要であることから、労働者の自発的な職業能力開発に対し支援を行う事業主を支援するとともに、自発的な職業能力を行う労働者に対し支援を行う。	事業主に対し、キャリア形成促進助成金(事業主が、その従業員について、職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリア・コンサルティング機会の確保を行った場合に支給)による支援を実施。 労働者に対し、教育訓練給付(一定の要件を満たす労働者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人に対し教育訓練経費の一定割合に相当する額を支給)による支援を実施。	引き続き、事業主に対しキャリア形成促進助成金による支援、労働者に対し教育訓練給付による支援を実施。(キャリア形成促進助成金について、平成18年4月より、事業主が従業員の自発的な職業能力開発に対し支援を行った場合に支給する等の改正を実施。)	キャリア形成促進助成金利用者(事業主)に対するアンケートを実施。 (平成17年度目標) ・事業主から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合・・・80%以上 ・助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合・・・80%以上 (平成17年度結果) ・事業主から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合・・・99.4% ・助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合・・・99.4%	なし。	B、C	B キャリア形成促進助成金 (1)以下に該当する事業主であること。 ・雇用保険の適用事業の事業主であること。 ・労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。 ・職業能力開発促進法に規定する職業能力開発推進者を選任していること。 ・年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対し、職業訓練等を実施しているものであること。 (2)インターネット、パンフレット等により周知。 C 教育訓練給付 (1)以下に該当する労働者であること。 ・厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日において雇用保険の一般被保険者である者のうち、支給要件期間(受講開始日までに同一の事業主の適用事業所に引き続き被保険者として雇用された期間等)が3年以上ある者。 ・受講開始日において一般被保険者でない者のうち、一般被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある者。 (2)インターネット、パンフレット等により周知。 (3)以下の主な指定基準に該当する教育訓練について厚生労働大臣が予め指定するものであること。(指定有効期間3年) ・労働者の職業能力の開発及び向上に資する職業に関する教育訓練であって、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものであること。 ・教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであること。 (4)なし。	a,b
女性の能力の発揮の支援のための調査研究 ・就業意欲を持つ女性の能力発揮を支援し、労働市場への円滑な参入を支援するため、産業政策の観点から具体的な方策を検討する。(経済産業省)	8	【女性の能力の発揮の支援のための調査研究】	経済産業省	・就業意欲を持つ女性の能力発揮を支援し、労働市場への円滑な参入を支援するため、産業政策の観点から具体的な方策を検討する。	平成16年度及び17年度について報告書を公表した 平成16年度においては「男女共同参画社会研究会(座長:日本大学 大沢真知子教授)」を設置し、論点整理をし「男女共同参画社会研究会 自己雇用に関する研究会 報告書」を公表した。 平成17年度においては、研究会を設置せずに調査全体の進め方に主査として 同志社大学 富田 安信教授にご指導いただき、また、調査の進捗状況に応じて有識者にご意見を求め、「男女共同参画に関する調査 女性人材活用と企業の経営戦略変化に関する調査」を公表した。	仕事と子育ての両立支援策として、欧米において短時間正社員制度等を柱とするワークライフバランス制度が導入されるようになってきていることから、我が国においても育児等の制約がある者にも正規としての就業機会を与え、同時に現在の正規労働者にもライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方(ワークライフバランス)を提供する短時間正社員制度の普及が期待されているワークライフバランス制度について調査を行う予定。	特になし	特になし	D;その他(調査、評価制度の推進等) (平成16年度:自己雇用についての実態把握と論点整理 平成17年度:企業の人材戦略・経営戦略における女性人材活用への影響)	6の回答がDのため回答不要	a, b, c
再就職に向けた支援 育児・介護等により退職した者に対する支援 ・育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いこと、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条	9	【育児時間等に配慮した職業訓練等の推進】	厚生労働省	育児中の者をはじめ、求職者の様々な状況にあわせ、公共職業訓練が受講できるよう、訓練コースの時間帯を柔軟に設定。	独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進センター等において、訓練の実施時間帯を遅らせたコースや土日も含めたコースの実施。(平成16年度実績) 698コース、約12千人が受講	平成16、17年度と同様、平成18年度においても、求職者の様々な状況にあわせ公共職業訓練が受講できるよう、訓練コースの時間帯を柔軟に設定することとしている。	訓練の実施時間帯に女性の再チャレンジ支援策検討会において策定された「女性の再チャレンジ支援プラン」の施策として位置づけられてい	なし。	A	(1)地域の人材育成ニーズ等を踏まえ、毎年度、公共職業能力開発施設ごとに訓練実施科目、定員、訓練実施時間帯等について設定。 (2)時間帯:休日、平日の夜間に実施 訓練期間:12時間以上6ヶ月以下 費用負担:離職者訓練については原則無料 (3)ハローワークの受講指示・推薦を受けた求職者に対する訓練実施施設の選考 ・事業主による雇用する労働者の推薦、指示等 (4)訓練実施施設による広報媒体(ホームページ等)やハローワーク利用者等へのリーフレットによる募集等	c

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝体で記載したものは(第1次)	施策の実施状況										備考	
	整理番号	施策の名称等	府省庁名	1 施策の目的	2 平成16,17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果	5 関連する施策との連携の取組	6 施策内容による分類 A:直接実施 B:教育機関支援 C:自己啓発支援 D:その他	7 分類別調査項目 6の回答がA (1)内容の決め方、定期的見直し方法。/ (2)能力開発、生涯学習の時間帯・期間や費用負担等 / (3)対象者の選定方法 / (4)広報方法 6の回答がB (1)対象選定方法 / (2)広報方法 6の回答がC (1)対象選定方法 / (2)広報方法 / (3)助成;対象プログラムの決め方、定期的に見直しの方法。 / (4)情報提供、相談等;時間帯・費用負担等 6の回答がD 「7 分類別調査項目」の回答不要。		8 チャレンジの種類による分類 a;「上」、b;「横」、c;「再チャレンジ」、d;「...
件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることなどから、総合的な支援が必要である。このため、「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年12月)を踏まえ、再就職準備のための情報提供、相談・助言、職業能力開発等きめ細かい支援を充実するとともに、地方公共団体や民間団体とも連携し、情報提供のワンストップ・サービス化を推進する。(内閣府、厚生労働省、関係府省)	10	【再就職希望者支援事業の推進】	厚生労働省	育児・介護等を理由に退職し、将来的に再就職を希望する者に対する再就職準備支援を行うため、再就職希望者支援事業において、情報提供、再就職準備セミナーの開催、再就職準備についての個別相談を実施する。また、再就職準備のための情報をインターネット(フリーフレネット)で総合的に提供する。	再就職希望者支援事業を、(財)21世紀職業財団地方事務所(47カ所)において実施し、自立支援のための各種情報、企業情報等を盛り込んだ再就職準備に役立つ情報(情報誌「Re・Be」等)を提供するとともに、再就職の準備に必要な基礎知識を身につけるためのセミナーを開催。また、再就職準備についての個別相談を実施。 ・インターネット(フリーフレネット)により、再就職準備のための情報を総合的に提供。	引き続き、(財)21世紀職業財団地方事務所(47カ所)において、再就職希望者支援事業を実施。また、フリーフレネットによる情報提供も実施。	-	再就職希望者支援事業の支援を受けた者のうち、再就職を希望する者に対しては、ハローワークと連携した再就職を促進。	C	(1)特になし。 (2)インターネット、パンフレット等により周知 (3) - (4)再就職希望者支援事業について(財)21世紀職業財団地方事務所(47カ所) 時間帯:月～金(祝日を除く) 費用負担:なし(参加費無料) ・フリーフレネットについて 時間帯:制限なし 費用負担:なし(アクセスにかかる通信費等を除く)	c	
	11	【医師再就業支援事業】	厚生労働省	女性医師は出産や育児により労働時間が短くなる傾向があり、パートタイム勤務など女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図り、もって医師確保対策に資する事とする。	平成18年度からの実施予定。	国から運営委託を受けた公的団体により、全国2箇所の拠点(東京、大阪)を中心として再就業を希望する女性医師に対して職業斡旋や相談業務等を展開。出産等により医療機関を退職した後、再び医療の現場へ就業を希望する女性医師に対して、医療の第一線の技能・知識を習得してもらうための講習会を開催する。	-	-	C	現時点では未定	c	
	12	【再就職準備のための情報提供】	内閣府	「女性の再チャレンジ支援プラン」に基づき、再就職や起業など再チャレンジしたい女性が必要な情報をインターネット上で効率的に入手できるよう、内閣府が関係省と連携して総合的な支援情報ポータルサイトを構築することにより、子育て中の女性等が再チャレンジに関する情報収集が困難な状況が改善され、女性の再チャレンジを推進する。 施策名:女性の再チャレンジ支援ポータルサイトの構築	特になし。	(1)再就職や起業など再チャレンジしたい女性が必要とする情報やポータルサイトへのニーズ調査とその分析を行う。 (2)上記(1)を踏まえ専門業者によるサイト設計等を関係省とも連携して行う。 (3)18年度内にポータルサイトの試行運用を行い、19年度からの本格運用に反映させる。	検証等については今後検討予定。	「女性の再チャレンジ支援プラン」の各施策をポータルサイト情報として提供することを目的として、関係省との連携を進める予定。	C	(1)不特定多数 (2)パンフレット等の配布による周知等を予定 (3)該当なし。 (4)原則24時間。インターネットへの接続の通信費等を要する。	c	
	13	【地方公共団体や民間団体とも連携し、情報提供のワンストップ・サービス化を推進】	内閣府	「女性の再チャレンジ支援プラン」に基づき、女性が身近な地域で気軽に再チャレンジに関する相談ができ、本人の希望や活動段階に応じて必要な情報やサービスをワンストップで受けられるような仕組みづくりが各地域で進められることを目的として、内閣府が地方公共団体、男女共同参画センター、ハローワーク、NPO等のチャレンジ・ネットワーク機能を活用した「モデル地域」を指定し、ニーズに応じた相談から講座、託児を含めたサポート等を行い支援機関への橋渡しを行うとともに、子ども連れで行ける身近な場所での支援情報の提供を図る。 施策名:地域における再チャレンジ支援の仕組みづくり (事業名:再チャレンジ支援地域モデル事業)	特になし。	(1)平成18年3月にモデル地域として内定した7府県について正式に事業計画の内容及び事業額を決定し指図書を作成し、実施を行う。 (2)平成18年度末までに再チャレンジ支援推進事業企画委員会において、モデル地域から提出された今年度事業の中間報告書に基づきヒアリングを行う。 (3)上記(2)のヒアリングにより、モデル地域における平成19年度事業計画書の作成に反映させる。	各モデル地域において設定した事業の成果目標の達成度及び上記3(2)ヒアリングにより検証予定。	ハローワーク、マザーズハローワークとの連携等。	D	6の回答がDの場合、「7 分類別調査項目」の回答は不要	c	
	14	【女性のライフプランニング支援に関する調査】	内閣府	出産前後にライフプランの見直しをせまられる女性が、長期的な視点で総合的なライフプランの検討を行うことができるよう、ライフプランニング支援プログラムが必要と考えられる。本調査は、プログラム作成に資する「女性のライフプランに関する希望と実態」に関するデータを把握することを目的とする。	なし	既存統計分析・アンケート調査・グループインタビュー調査 調査対象 既存統計分析:女性全体 アンケート調査:未就学児を持つ母親・既婚子どもなし女性 グループインタビュー調査:未就学児を持つ母親 調査内容 出産前後の就労・活動状況、子育て後に希望するライフプラン、希望するライフプランにおける課題、利用している社会的支援等	なし	なし	D	-	c	
また、両立支援ハローワークにおいて、きめ細かい職業相談・職業紹介等により再就職を支援する。さらに、能力発揮を望む再就職希望女性に対するカウンセリングの技法及び能力開発プログラムを開発するなどの支援を行う。(第1次)	15	【ポジティブ・アクションとしての再就職モデル開発事業】	厚生労働省	再就職を希望する女性が、自己の現在の職業能力、再就職に必要な職業能力、それを身につけるための能力開発手法などを的確に把握し、実際に能力開発を行えるようにするとともに、そのようにして高い職業能力を取り戻した女性の雇用を企業に対して促進していくシステムをモデル的に実施することにより、広く一般にその成果を普及し、意欲、能力の高い再就職希望女性に関する労働市場の創出を促進することを目的とする。	再就業モデル事業研究会の開催。 再就職希望女性に対するキャリア・カウンセリング技法及び能力開発プログラムを開発。 平成15年度事業により再就職した者の再就職後の状況等の追跡調査、評価を実施。	-	-	-	D	-	c	当該事業については、平成16年度で終了している。
・本格的な求職活動を開始する前の段階から計画的に再就職準備を行うことができるよう支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を拡充する。また、再就職準備のためのeラーニングプログラムの開発及び提供を実施する。(厚生労働省)	16	【再チャレンジサポートプログラムの拡充等】	厚生労働省	育児・介護等を理由に退職し、将来的に再就職を希望する者に対して、本格的な求職活動を開始する前の段階から、計画的に再就職準備を行うことができるよう支援を行う。	平成16年度より全国5カ所の(財)21世紀職業財団地方事務所において、再チャレンジサポートプログラムを実施。(eラーニングプログラムについては、平成18年度より実施。)	平成18年度より、再チャレンジサポートプログラムの実施箇所を全国12カ所の(財)21世紀職業財団地方事務所へ拡充する。 再就職希望者が育児中であっても、時間と場所の制約なく再就職準備を行うことができるよう、支援策を講じることが重要であるため、Web上で再就職に向けた具体的な取組計画を作成しながら、再就職のための基礎的知識を習得することができるeラーニングプログラムの開発及び提供を実施することとしている。	-	再チャレンジサポートプログラムを終了した者に対して、マザーズハローワークと連携した総合的な再就職支援を実施。	C	(1)特になし。 (2)インターネット、リーフレット等により周知。 (3) - (4)再チャレンジサポートプログラムについて全国12カ所の(財)21世紀職業財団地方事務所 時間帯:月～金(祝日を除く) 費用負担:なし(参加費無料) ・eラーニングプログラムについて(予定) 時間帯:制限なし 費用負担:なし(アクセスにかかる通信費等を除く)	c	

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝体で記載したものは(第1次)	施策の実施状況													
	整理番号	施策の名称等	府省庁名	1 施策の目的	2 平成16,17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果	5 関連する施策との連携の取組	6 施策内容による分類 A:直接実施 B:教育機関支援 C:自己啓発支援 D:その他	7 分類別調査項目 6の回答がA (1)内容の決め方、定期的見直し方法、/ (2)能力開発、生涯学習の時間帯・期間や費用負担等/(3)対象者の選定方法/(4)広報方法 6の回答がB (1)対象選定方法/(2)広報方法 6の回答がC (1)対象選定方法/(2)広報方法/(3)助成;対象プログラムの決め方、定期的に見直しの方法、/(4)情報提供、相談等;時間帯・費用負担等 6の回答がD 「7 分類別調査項目」の回答不要。	8 チャレンジの種類による分類 a; 「上」、b; 「横」、c; 「再チャレンジ」、d; a~	備考		
職業能力開発の積極的展開 ・再就職を希望する女性に対する能力開発を支援するため、必要な情報提供や相談、研修等を拡充するとともに、公共職業訓練や企業内教育訓練等の充実を図り、また労働者自身の自発的な能力開発を推進する。(厚生労働省)	17	【再就職を希望する女性等に対する公共職業訓練の実施】	厚生労働省	再就職を希望する女性をはじめ、求職者に対して、再就職を容易にするため、職業に必要な技能及び知識を習得させることを目的とした職業訓練を実施。	独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設において、平成16年度は約141千人(実績)、平成17年度には約156千人(計画)の求職者に対し職業訓練を実施。	平成16,17年度と同様、平成18年度においても、独立行政法人雇用・能力開発機構の設置する公共職業能力開発施設において約144千人(計画)の求職者に対して職業訓練を実施予定。	離職者訓練について、訓練終了後3ヶ月時点での就職率が施設内訓練70%以上、委託訓練55%以上という目標に対して、施設内訓練78.5%、委託訓練60.8%を達成(平成16年度)。	特になし。	A	(1)地域の人材育成ニーズ等を踏まえ、毎年度、公共職業能力開発施設ごとに訓練実施科目、定員等について設定。 (2)時間帯：通常平日の昼間(一部休日、夜間も実施) 訓練期間：12時間以上6ヶ月以下 費用負担：離職者訓練については原則無料 (3)ハローワークの受講指示・推薦を受けた求職者に対する訓練実施施設の選考。 (4)訓練実施施設による広報媒体(ホームページ等)やハローワーク利用者等へのリーフレットによる募集等。	c			
	18	【職業能力開発情報を総合的・体系的に収集・提供する体制の充実】<再掲>	厚生労働省	再就職を希望する者への支援も、在職中の女性に対する能力開発等の支援と同様に、前出「1」の職業能力開発情報提供等を行っている。	前出「1」の施策に同じ。	前出「1」の施策に同じ。	前出「1」の施策に同じ。	前出「1」の施策に同じ。	前出「1」の施策に同じ。	前出「1」の施策に同じ。	前出「1」の施策に同じ。			
	19	【若年労働者のキャリア形成支援・相談事業】<再掲>	厚生労働省	再就職を希望する者へも、在職中の女性に対する能力開発等の支援と同様に、前出「2」のとおり、相談事業等施策を行っている。	前出「2」の施策に同じ。	前出「2」の施策に同じ。	前出「2」の施策に同じ。	前出「2」の施策に同じ。	前出「2」の施策に同じ。	前出「2」の施策に同じ。	前出「2」の施策に同じ。	前出「2」の施策に同じ。		
	20	【キャリア形成支援体制の整備】<再掲>	厚生労働省	再就職を希望する者への支援も、在職中の女性に対する能力開発等の支援と同様に、前出「3」のとおり、キャリア形成に資する情報提供や相談援助を実施している。	前出「3」の施策に同じ。	前出「3」の施策に同じ。	前出「3」の施策に同じ。	前出「3」の施策に同じ。	前出「3」の施策に同じ。	前出「3」の施策に同じ。	前出「3」の施策に同じ。	前出「3」の施策に同じ。		
	21	【キャリア形成促進助成金、教育訓練給付制度】<再掲>	厚生労働省	事業主がその従業員について職業訓練を実施するなど、能力開発支援を行った場合、また、再就職を希望する一定の要件を満たす者についても、在職中の女性に対する能力開発等の支援と同様に、前出「7」のとおり、キャリア形成促進助成金、教育訓練給付制度を行っている。	前出「7」の施策に同じ。	前出「7」の施策に同じ。	前出「7」の施策に同じ。	前出「7」の施策に同じ。	前出「7」の施策に同じ。	前出「7」の施策に同じ。	前出「7」の施策に同じ。	前出「7」の施策に同じ。		
(4)多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備 イ パートタイム労働対策の総合的な推進 パートタイム労働者に対する能力開発・公共職業能力開発施設において、パートタイム等短時間就労を希望する者も対象に必要な職業訓練を実施する。(厚生労働省)	22	【パートタイム等短時間就労希望者も含め、再就職を希望する者に対する公共職業訓練の実施】	厚生労働省	パートタイム等短時間就労希望者も含め、求職者に対して、再就職を容易にするため、職業に必要な技能及び知識を習得させることを目的とした職業訓練を実施。	独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設において、平成16年度は約141千人(実績)、平成17年度には約156千人(計画)の求職者に対し職業訓練を実施。	平成16,17年度と同様、平成18年度においても、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設において約144千人(計画)の求職者に対して職業訓練を実施予定。	離職者訓練について、訓練終了後3ヶ月時点での就職率が施設内訓練70%以上、委託訓練55%以上という目標に対して、施設内訓練78.5%、委託訓練60.8%を達成(平成16年度)。	特になし。	A	(1)地域の人材育成ニーズ等を踏まえ、毎年度、公共職業能力開発施設ごとに訓練実施科目、定員等について設定。 (2)時間帯：通常平日の昼間(一部休日、夜間も実施) 訓練期間：12時間以上6ヶ月以下 費用負担：離職者訓練については原則無料 (3)ハローワークの受講指示・推薦を受けた求職者に対する訓練実施施設の選考。 (4)訓練実施施設による広報媒体(ホームページ等)やハローワーク利用者等へのリーフレットによる募集等。	c			
(5)起業支援等雇用以外の就業環境の整備 ア 起業支援策の充実 女性起業家に対する支援 ・起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営についてのメンター(先輩の助言者)の紹介を通じたフォロー、助言等の支援の充実を図る。(経済産業省、厚生労働省)	23	【女性と仕事の未来館運営事業、メンター紹介サービス事業の創設】	厚生労働省	女性と仕事の未来館において、起業支援セミナーを開催する。 経験の浅い女性起業家にメンター(先輩の助言者)を紹介する事業を実施することにより、女性の起業を支援する。 また、女性の起業支援のための総合的情報提供を行う専用サイトを創設することにより、起業を目指す女性を支援する。	女性と仕事の未来館事業において、起業を目指す女性のための「初級起業セミナー」、「事業プランのある人のための起業セミナー」等を実施。	平成18年度においても、女性と仕事の未来館事業において、引き続き起業を目指す女性のための起業支援セミナー等を開催する。 経験の浅い女性起業家に、経営上のノウハウや諸問題を打開するためのアドバイスを与えるメンター(先輩の助言者)を紹介する「メンター紹介サービス事業」を行う。(平成18年度新規事業) 起業に関する様々な情報を提供するなど、起業を目指す女性を総合的に支援するための「女性の起業支援専用サイト」を開発する。(平成18年度新規事業)	平成17年度において目標を設定し、達成度を検証した。 具体的には、能力発揮事業における各セミナーの参加者からの「役に立った」との評価を80%以上得るとの目標を設定し、91.4%の結果を得た。	該当なし。	A, C	A 女性と仕事の未来館 起業支援セミナー関係 (1)有識者、企業の人事担当者等で構成された運営協議会において決定。 (2)時間帯：期間：1~4日、費用負担：セミナー内容により決定 (3)申込受付順。 (4)ホームページ、広報誌、チラシ、メールマガジン等。 C メンター紹介サービス事業関係 (1)起業してから経験の浅い女性起業家で希望する者。 (2)ホームページ、関係機関・団体における情報提供等。 (3)該当なし。 (4)時間帯：電話、メール、FAXにより申込受付。うち電話については、受付時間は午前11時から午後6時、費用負担：なし C 女性の起業支援専用サイト関係 平成18年度はサイトの開発のみ、内容は検討中。	b, c			
	24	【女性向け創業塾】	経済産業省	創業の促進を図るため、全国の商工会・商工会議所等において、創業に必要な実践的能力の修得を支援する短期集中型の研修「創業塾」を実施しており、その中で女性の起業支援に特化した、「女性向け創業塾」を実施する。	H16fy実績：41箇所で開催、1,441人受講 H17fy実績：44箇所で開催、1,538人受講	38箇所で開催予定、1,520人受講見込み	平成14年度政策評価(事後評価)において、受講者に対するアンケート調査を実施。調査結果によると創業塾全体の受講者のうち約3割(約700人)が創業した。	なし。	A; 国から全国商工会連合会及び日本商工会議所への補助事業であり、実施主体は全国各地の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会となる。	(1)実施主体である各商工会等がそれぞれカリキュラムを作成している。 (2)30時間程度の短期集中型研修。受講料は5,000円以上。多くの女性が受講できるよう主に平日の夜間や週末に開催している。 (3)受講希望者が、各地の商工会等へ直接申し込みを行う。定員数を超える場合は、主に先着順にて受講者を決定。 (4)実施主体である各商工会等が、新聞広告、インターネット、広報紙などで地域内へ周知。	b, c			

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝体で記載したものは(第1次)	整理番号	施策の名称等	府省庁名	施策の実施状況				備考			
				1 施策の目的	2 平成16,17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果		5 関連する施策との連携の取組	6 施策内容による分類 A:直接実施 B:教育機関支援 C:自己啓発支援 D:その他	7 分類別調査項目 6の回答がA (1)内容の決め方、定期的見直し方法。/ (2)能力開発、生涯学習の時間帯・期間や費用負担等 / (3)対象者の選定方法 / (4)広報方法 6の回答がB (1)対象選定方法 / (2)広報方法 6の回答がC (1)対象選定方法 / (2)広報方法 / (3)助成;対象プログラムの決め方、定期的に見直しの方法。 / (4)情報提供、相談等;時間帯・費用負担等 6の回答がD 「7 分類別調査項目」の回答不要。
イ 雇用・起業以外の就業環境整備 在宅就業対策の推進 在宅就業の中でも従属性の強い在宅ワークについては、その健全な発展に向け、ガイドラインの周知・啓発、各種情報提供、相談体制の整備、能力開発・能力評価に係る支援、就業支援の仕組みの整備等の施策を推進する。(総務省、厚生労働省)	25	【在宅就業者の再就職支援】	厚生労働省	情報通信機器の高度化、パソコン等情報通信機器の普及に伴い、これらを活用して個人が在宅形態で働く在宅ワークについては、育児期を中心に仕事と家庭の両立ができる働き方として広がってきており、社会的な期待や関心も大きいものとなっているため、在宅ワークの健全な発展に資することを目的とする。	「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発を実施。 在宅ワークが自らの能力を自己診断できる「自己診断システム」とE-ラーニングを「在宅ワーカースキルアップシステム」としてインターネットで公開するほか、在宅ワーカーに必要な情報の提供、相談への対応、セミナー等の各種支援事業を委託事業として実施。	平成18年度についても「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発、在宅ワーカー及びその希望者に対する支援策を委託事業として引き続き実施する。	(検証方法) 在宅ワーカーからの相談件数、在宅ワーカーのセミナー受講者数、在宅ワーカースキルアップシステムのアクセス件数。 在宅ワーカーからの相談件数 H16 1,104件 / H17 1,232件 在宅ワーカーのセミナー受講者数 H16 492人 / H17 937人 在宅ワーカースキルアップシステムのアクセス件数 H16 64,097件 / H17 27,434件	-	A, C	A (1)在宅ワーカーが仕事を受注する上で必要とされる能力を発注者に調査し、システムへ反映した。 (2)時間帯 :制約なし 費用負担:なし (3)特になし。 (4)ちらし、ホームページによる広報。 C (1)特になし。 (2)ちらし、ホームページによる広報	c
	26	【テレワーク・SOHOの推進のための施策の実施】	総務省	テレワーク・SOHOについては、民間企業等の自主的な取組みのみに委ねては其の普及の進捗が不十分な状況にあること、SOHOは個々のみでは大きな力を発揮できないこと、「IT新改革戦略」、「京都議定書目標達成計画」等の国全体の目標としてもテレワークの推進が盛り込まれ、一層の普及促進を図る必要があるため、テレワーク・SOHOの推進のための施策を平成22年(2010年)まで継続して実施する。	(1)民間企業のテレワーク導入環境の整備 企業による情報セキュリティ水準の高いテレワーク環境の導入を支援するため、「テレワークセキュリティガイドライン」を作成し、平成16年12月に公表した。 また、テレワーク推進関係4省(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)が共同で、企業におけるテレワークの導入、運用を支援するための手引書を作成し、平成17年8月に公表した。 (2)国家公務員によるテレワークの実施 国全体のテレワークを促進する観点から、総務省ではテレワーク試行を2回(平成17年1~2月、平成17年11月~2月)にわたり実施し、平成18年度以降の本格実施に向けた情報セキュリティ上の課題等の整理を行った。 (3)産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」の設立 テレワーク推進関係4省が呼びかけ人となり、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」を平成17年11月に設立し、課題解決のための調査研究や普及活動を展開している。	産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」の活動と連携を図りつつ、テレワークの円滑な導入、効率的な運用のための情報通信システムの在り方に関する調査研究等の推進施策を実施する。	テレワークが就業人口の割合:10.4%(平成17年)	-	D	-	b,c
4 (2)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 女性の能力の開発・意欲のある女性が地域における方針決定に参画する上で必要な能力を開発するための研修等を実施する。(農林水産省) また、女性の職業、生活管理・地域活動指導等に係る能力について、地域社会での適正な評価を確保するため、女性農業者等の認定を推奨する。(第1次) 女性農業委員、女性農業者等農山漁村の女性リーダーのネットワーク化の推進、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供等登用後のサポート体制の強化を行う。(農林水産省)	27	【農山漁村女性の経営・社会参画促進に向けた情報提供】	農林水産省	地域の方針決定の場や農山漁業経営への女性の参画を進めるため、農山漁村女性の参画促進に関する情報提供を実施する。	女性の経営参画、社会参画を進めるため、農山漁村女性の果たす役割の重要性、支援制度、支援団体等の情報を記載したパンフレット「あなたのチャレンジ応援します」を作成し、地方公共団体等に提供。 農林水産分野における女性のチャレンジ支援のため、関係データや関連制度、女性の活動事例等の総合的な情報をホームページ「農山漁村女性のチャレンジ支援」に掲載するとともに、毎月メールマガジンを発行し、研修やイベント等の情報提供や施策情報を提供。また17年度には農山漁村女性のチャレンジ支援のための携帯サイトを構築し、18年4月より運用を開始。	啓発資料、ホームページ等を活用し、女性の利用しやすい形での情報提供を実施。	特になし	特になし	C	(1)特になし (2)インターネットやパンフレット等 (4)時間帯の制限や費用負担は特になし	a, b, c
	28	【農山漁村における男女共同参画に関する調査研究】	農林水産省	農山漁村の男女共同参画社会の形成に向けて、男女共同参画の推進状況や女性が社会・経営参画するための課題を把握するため、情報収集、調査分析等を実施する。	平成16年度は、女性の起業活動等をテーマに調査分析・研究を実施した。 平成17年度は、女性の起業活動による経済効果、水産業における女性の参画状況等をテーマに調査分析・研究を実施したほか、農家における男女共同参画に関する意向調査を実施した。	平成18年度は、女性起業や女性農業者の税制問題等について調査研究を実施する予定。	各研究テーマの(女性起業、女性の社会参画)進捗状況によって検証		D	なし	a, b, c, d
	29	【農山漁村女性の参画促進に向けた先進的な事例についての情報提供】	農林水産省	農山漁村の女性の社会・経営参画を進めるため、地方公共団体等の優良な取組事例や地域の方針決定の場で活躍する女性や農山漁業経営に取り組む女性の優良なロールモデルについて情報提供することにより、女性の参画促進を図る。	「農山漁村女性チャレンジ活動表彰」等の表彰や事例調査等を実施し、女性の社会参画活動、女性の農山漁業経営、男女共同参画社会づくりへの取組などについて先進的な事例を収集し、シンポジウム等の場で紹介したほか、ホームページや啓発資料等により情報提供を実施。	地域の方針決定の場で活躍する女性の事例や、女性の農山漁業経営や起業活動等の先進的な優良事例等を収集し、ホームページや啓発資料等により情報提供を実施。	なし	特になし	C	(1)特になし (2)ホームページ、普及啓発資料等 (4)時間帯の制限や費用負担等は特になし	a, b, c

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝で記載したものは(第1次)	施策の実施状況								備考		
	整理番号	施策の名称等	府省庁名	1 施策の目的	2 平成16,17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果	5 関連する施策との連携の取組		6 施策内容による分類 A:直接実施 B:教育機関支援 C:自己啓発支援 D:その他	7 分類別調査項目 6の回答がA (1)内容の決め方、定期的見直し方法、/ (2)能力開発、生涯学習の時間帯・期間や費用負担等 / (3)対象者の選定方法 / (4)広報方法 6の回答がB (1)対象選定方法 / (2)広報方法 6の回答がC (1)対象選定方法 / (2)広報方法 / (3)助成;対象プログラムの決め方、定期的に見直しの方法、/ (4)情報提供、相談等;時間帯・費用負担等 6の回答がD 「7 分類別調査項目」の回答不要。
(3)女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備 女性の経済的地位の向上 ・家族の話し合いをベースとする家族経営協定の締結の促進、フォローアップ活動の体制整備を進めるとともに、女性農業者等及び女性の認定農業者の拡大、農林漁業経営の法人化等を促進する。 女性の経営における役割を適正に評価し、就業環境の整備等を図る。(第1次) ・女性の行う部門経営や農林水産業に関連する起業活動への支援、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を推進する。(農林水産省)	30	【農山漁村の女性の社会参画の促進に向けた研修等】	農林水産省	農協役員、農業委員、農業者等、地域の方針決定の場へ参画する女性の割合を増加させるため、研修等を実施し女性の資質の向上を図る。	・平成16年度は45都道府県及び38市町村等でリーダー的な女性に対する男女共同参画に関する学習会や研修を実施したほか、全国段階で農山漁村女性アドバイザー(女性農業者等)などを対象に資質向上セミナー(受講女性150人)等を実施した。 ・平成17年度は農山漁村の女性等を対象に19都道府県16市町村等で女性の社会参画の促進に関する研修を実施したほか、全国段階で先進的女性農業者の活動の高度化を目的とした講演(参加者700人、うち女性約9割)等を実施した。	全国段階で農山漁村のリーダー的な女性に対するセミナー、農協女性部を対象とした農協運営への参画促進のための研修の推進等を実施。	統計や調査により農協役員や農業委員に占める女性の割合等を把握し、検証。 農協役員に占める女性の割合:1.5%、(平成16年度) 農業委員に占める女性の割合:4.28%(平成17年度(速報値)) 女性農業者(農村生活アドバイザー等)の数7,020人(平成16年度)等	地方公共団体の農山漁村の女性の参画促進についての計画・ビジョンの作成を推進。また、18年度からは地方公共団体や農業委員会、農協における女性の参画目標の設定を事業の採択要件とする女性の参画に関するクロス・コンプライアンスを強い農業づくり交付金等で実施。	A、B	A:国が直接研修・訓練等を実施(委託等を含む) (1)国が男女共同参画や女性の社会参画の促進に関するものという大枠を定め、都道府県等が地域の実情を踏まえ、内容を決定。 (2)時間帯、期間は研修を実施する実施主体によって異なる。費用負担はほぼ無し。 (3)希望者 (4)実施主体により違うが、ホームページや掲示等により周知 B:教育訓練機関(企業、大学等)への支援 (1)特になし(希望者) (2)ホームページ、メールマガジン等で広報	a
	31	【女性の経営能力等の向上に向けた相談活動、情報提供等】	農林水産省	農林漁業経営における女性の位置付けを明確化し、女性認定農業者等の女性の担い手の拡大や経営の法人化等を促進するため、マーケティングや経営管理等に関する相談や情報提供等を実施し、女性の経営能力の向上を図る。	・女性の農林漁業経営の法人化等に当たって、法律や税務等の問題が相談できるよう専門家による法律・税務相談を平成16年度は20府県、平成17年度は2県で開催。 ・女性認定農業者の拡大や経営参画に必要な知識の普及のため、女性農業者向けのパンフレット「認定農業者になりました」を作成し、地方公共団体等に提供したほか、全国段階の研修(16年度受講者150人、17年度受講者100人)等で起業支援、資金、法人化等の情報提供を実施。	全国段階の研修・シンポジウム等で情報提供を実施するほか、女性認定農業者の拡大等に向けた情報提供、研修を実施する。	女性農業者等及び女性認定農業者の数を把握し、検証。 女性農業者(農村生活アドバイザー等)の数7,020人(平成16年度) 女性認定農業者数(夫婦による共同申請を含む)4125人(平成17年3月末)	特段なし	C	(1)特になし (2)ホームページ、普及啓発資料等	b
技術・経営管理能力の向上 ・配偶者との結婚等をきっかけとして農林水産業に携わることが多い女性は、生産技術・経営に関する知識や経験について個人差が大きい。このため、個々のライフステージに応じた知識や技術、経営管理能力の修得のための研修や交流等を促進する。(農林水産省)	32	【農山漁村女性の技術・経営管理能力等の向上に向けた研修の実施】	農林水産省	女性の農林漁業経営への参画を促進するため、経営や起業活動に必要な生産・加工技術、マーケティングや簿記等の経営管理などの研修を実施し、女性の経営能力等の向上を図る。	・平成16年度は42道府県、17市町村で女性のライフステージに応じた経営能力向上研修や地域の普及指導センターによる女性農業者に対する技術・経営指導を実施したほか、全国段階で、起業関係の通信教育講座の実施(受講生43人)、起業家育成海外研修(派遣国フランス、受講生8名(うち4名女性))、林業女性グループに対する技術・経営研修(受講者:53林業女性グループ68名)、漁協全国女性連絡協議会の若手(45歳以下)女性部員に対する能力開発研修(受講者41名)等を実施。 ・平成17年度は30道府県、19市町村等で地域の女性農業者の育成状況に応じた研修や地域の普及指導センターによる女性農業者に対する技術・経営指導を実施したほか、全国段階で農業経営・労働管理に関する通信教育講座(受講生22人)や女性農業者の販路拡大に向けた経営戦略に関するシンポジウム(参加者150人うち女性約9割)、林業女性グループに対する技術・経営研修(受講者:44林業女性グループ61名)、漁協全国女性連絡協議会の若手(45歳以下)女性部員に対する能力開発研修(受講者31名)等を開催した。	農山漁村の女性の生産活動や起業活動、農林漁業経営に必要な研修等を実施	女性認定農業者数及び女性起業数等を把握し、検証。 女性認定農業者数(夫婦による共同申請を含む)4125人(平成17年3月末) 農村女性起業数8667件(平成17年1月)	起業や経営に必要な制度資金、施設整備、経営相談等	A、B	A:国が直接能力開発生涯学習を実施(委託事業等も含む) (1)地域段階で実施するものについては、国が女性の経営参画の促進に関するものという大枠を定め、都道府県が地域の実情を踏まえ、内容を決定。 全国段階で実施するものについては、研修実施団体等が内容を検討の上、決定 (2)時間帯・開催期間、費用負担等については研修を実施する都道府県、団体等によって異なる。 (3)希望者、推薦等 (4)各都道府県等により違うが、ホームページや掲示等により周知 B:教育訓練機関(企業、大学等)への支援 (1)海外研修については、公募の上書類選考で決定。 (2)ホームページ等で広報	a、b、c
・農林漁業法人等に雇用される形での就業等、多様な就業形態に対応するため、新規就業相談センター等における就業・就業に関する相談活動・情報収集の強化、農林漁業技術や経営管理に関する研修教育の充実等を図り、女性が就業する際の支援体制を整備する。(農林水産省) ・女性の行う農林水産業に関連する起業活動を促進するための研修等の実施を推進する。(農林水産省)	33	【新規就農者に対する情報提供、相談活動、研修】	農林水産省	農業就業者の減少が見込まれる中、農業の新たな担い手を確保するため、新規就農に関する情報提供や相談活動、都道府県農業大学校等での農業経営、技術等の研修を実施。	・ホームページ「農業を始めたい人を応援します」やパンフレット「初めての農業応援ブック」等による情報提供、ニューファーマーズフェアや就業相談窓口等で相談活動。都道府県農業大学校等で研修(平成16年度入学者数2,117名(うち女性381名)、平成17年度入学者数2046名(うち女性382名))を実施。	普及センター、新規就農相談センターによる情報提供、相談活動、農業大学校等による研修等を実施	政策評価で目標値を設定して検証 目標:新規就農青年数12千人程度/年(17年度実績は取りまど中であるが、達成される見込み)	農業法人等への新規就農者の紹介等を実施	A、C	A (1)国が農業研修教育に関するガイドラインを定め、それを踏まえて各都道府県が決定。 (2)都道府県等により異なるが期間は2年程度、授業料、教材費等を負担 (3)入学試験、推薦による選考 (4)ホームページ、パンフレット、ポスター等 C (1)特になし(就業希望者) (2)ホームページ、パンフレット等により広報 (4)情報提供、相談活動はインターネット等でも実施しており、特段の時間制限、費用負担等はなし	b、c

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝体で記載したものは(第1次)	施策の実施状況								備考		
	整理番号	施策の名称等	府省庁名	1 施策の目的	2 平成16,17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果	5 関連する施策との連携の取組		6 施策内容による分類 A:直接実施 B:教育機関支援 C:自己啓発支援 D:その他	7 分類別調査項目 6の回答がA (1)内容の決め方、定期的見直し方法、/ (2)能力開発、生涯学習の時間帯・期間や費用負担等 / (3)対象者の選定方法 / (4)広報方法 6の回答がB (1)対象選定方法 / (2) 広報方法 6の回答がC (1)対象選定方法 / (2) 広報方法 / (3) 助成;対象プログラムの決め方、定期的に見直しの方法、/ (4) 情報提供、相談等;時間帯・費用負担等 6の回答がD 「7 分類別調査項目」の回答不要。
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	34	【社会人キャリアアップ推進プラン】	文部科学省	大学・大学院や専修学校等の高等教育機関において、産学官の連携によるキャリアアップのための先導的なプログラム開発や講座の提供等を推進することにより、地域の実情に応じた社会人の職業能力の開発機会の拡大を図ることを目的とする。	専修学校…平成16年度は12か所、平成17年度は16か所において、教育プログラム開発を実施した。 大学等…平成16年度は2か所、平成17年度は1か所において、キャリアアップ講座を開講するためのプログラム開発を実施した。 地域社会人…平成16年度は5か所、平成17年度は4か所において、離職者等を対象としたキャリアアップのための出前講座を提供した。	実施せず(平成17年度限り)	私立専修学校における社会人受け入れ数 平成16年度58,823人、平成17年度56,812人	なし	A	(1)事業ごとに委託先において決定 (2)事業ごとに委託先において決定 (3)事業ごとに委託先において決定 (4)事業ごとに委託先において決定	a, c
	35	【専修学校社会人新キャリアアップ教育推進事業】	文部科学省	50代から60代にかけての層を対象としたキャリアアップ教育及び女性の再チャレンジのためのプログラムの開発を支援し、全国の専修学校への取組の普及を図ることを目的とする。	(平成18年度新規)	以下の4コースの講座を各40名程度の受講生を対象に専修学校に委託して実施する。 スキルアップ・専門技術習得コース 管理能力向上コース 起業家コース 女性再チャレンジコース	未実施(平成18年度新規)	なし	A	(1)事業ごとに委託先において決定 (2)事業ごとに委託先において決定 (3)事業ごとに委託先において決定 (4)事業ごとに委託先において決定	a, b, c
	36	【放送大学の充実・整備】	文部科学省	放送大学は、日本全国でいつでも、どこでも、誰でも学ぶことが出来る生涯学習の中核的機関として、ますます多様化、高度化する生涯学習ニーズへの対応などが期待されているところであり、若者等の社会人に対する大学院教育の機会拡充や高等学校卒業生及び中退者等に対する柔軟かつ流動的な大学進学への機会提供により生涯を通じたキャリアアップの機会の拡大を図ることを目的とする。	在学者数(平成16年度2学期現在):88,877人(男性:39,214人、女性:49,663人) (平成17年度2学期現在):89,389人(男性:38,921人、女性:50,468人)	引き続き放送大学の充実・整備を推進。	放送大学において、学生数10万人を目指す。(2を参照)	なし	B	(1)特になし(支援対象が定まった事業である) (2)インターネット、パンフレット、政府広報	a, b, c
37	【専修学校教育の振興】	文部科学省	専修学校教育の振興を図ることを目的とする。	下記の事業を実施した。 専修学校ITフロンティア教育推進事業 IT革命を支える人材育成の重要性から、実践的職業教育、専門的技術教育に係る十分なノウハウと実績を有する専修学校において、産業界との連携を基盤としつつ専修学校を情報化社会に即応した人材育成のための開拓拠点として体制を整備するための施策を一層推進する。 専修学校先進的教育研究開発事業 人材養成の拠点として十分なノウハウと実績を有する専修学校において、緊急に対応すべき課題に迅速に応えるための新しい教育方法等の研究開発を行うなど、専修学校教育システムの基盤を整備し、専修学校における生涯学習機能を更に充実・強化する。 専修学校教育重点支援プラン 社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を「研究指定校」として指定した専修学校に委託し、その成果を全国に普及する。 専修学校を活用した職業意識の啓発推進 若年者の職業意識の高揚を図るため、職業体験講座や講演会などを各地で実施し、職業に必要な技術・技能の学習意欲と職業意識の高揚を図る。 専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業 正規雇用を目指しながら、それが得られないフリーター等の能力向上のため、産業界との連携・協力による専修学校を活用した短期教育プログラムの開発や、学びながら働く人のための就業を組み込んだカリキュラムの編成等の先導的モデルの開発等、フリーター等が職を獲得する上で必要となる知識・技術に関する教育を提供する。 専修学校社会人キャリアアップ教育推進事業(再掲)	専修学校におけるNPO団体等と連携したニートに対する職業教育支援事業 社会問題となっているニート問題について、各省庁で実施されている事業と連携を取りながら、専修学校とニートを支援しているNPO団体等の連絡協議会を立ち上げ、ニートに対する職業教育を支援する事業を実施する。 専修学校社会人新キャリアアップ教育推進事業(再掲) 専修学校教育重点支援プラン(再掲) 専修学校を活用した職業意識の啓発推進(再掲) 専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業(再掲)	未実施(平成17年度政策評価実施予定)	なし	A	(1)事業ごとに委託先において決定 (2)事業ごとに委託先において決定 (3)事業ごとに委託先において決定 (4)事業ごとに委託先において決定	a, b, c	

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝体で記載したものは(第1次)	施策の実施状況										備考
	整理番号	施策の名称等	府省庁名	1 施策の目的	2 平成16,17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果	5 関連する施策との連携の取組	6 施策内容による分類 A:直接実施 B:教育機関支援 C:自己啓発支援 D:その他	7 分類別調査項目 6の回答がA (1)内容の決め方、定期的見直し方法、/ (2)能力開発、生涯学習の時間帯・期間や費用負担等 / (3)対象者の選定方法 / (4)広報方法 6の回答がB (1)対象選定方法 / (2)広報方法 6の回答がC (1)対象選定方法 / (2)広報方法 / (3)助成;対象プログラムの決め方、定期的に見直しの方法、/ (4)情報提供、相談等;時間帯・費用負担等 6の回答がD 「7 分類別調査項目」の回答不要。	
	38	【文部科学省認定社会通信教育】	文部科学省	生涯学習の振興を図るため、学校又は民法法人の行う通信教育で、社会教育上奨励すべきものを認定し、その普及を図る。	社会教育法の規定に基づき、学校又は民法法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものとして認定を与えた課程において、平成16年は約12万9千人が受講した。また、社会通信教育の受講者の面接指導の機会を提供する受講者研究会を、平成16年度は愛媛県、平成17年度は鳥取県で実施した。	通信教育課程の拡充を図るとともに、受講者研究会を次城県で開催予定。	未実施	なし	B	(1)申請のあった団体に対し、書類審査・教材審査後に中央教育審議会生涯学習分科会の諮問・答申を受けて決定 (2)パンフレット等	d
学校施設の開放促進等・地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し多様な学習機会の提供を行う。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域の生涯学習活動等を実施するための場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備促進を図る。(文部科学省)	39	【地域子ども教室推進事業(地域教育力再生プラン)】	文部科学省	地域の教育力の再生を図るため、地域の大人の協力を得て、学校の余裕教室や校庭等を活用し、子どもたちの安全で安心な活動拠点(居場所)づくりを支援するため、放課後や週末において、子どもたちが様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施。	地域子ども教室実施箇所数 平成16年度:5,364箇所 平成17年度:7,954箇所	10,000箇所実施予定	検証方法:平成16年度に事業を実施した運営協議会及び実行委員会に対し、アンケート調査を実施。 分析結果: 様々な体験活動を地域の大人に教わりながら、また、色々な年齢の子ども同士が一緒になって活動することができた。 子どもの主体性や積極性の発現を促し、様々な場面における子どもの意欲を向上させた。 子どもと保護者の間に話題が増え、家庭教育の充実につながった。 学校と地域の大人、保護者の間の理解や連携が進んだ。(「地域子ども教室推進事業」実施状況調査報告書総合評価より)	地域教育力再生プラン(地域ボランティア活動推進事業) 地域教育力再生という共通目的のもと、人材の活用等で連携。	A	(1)事業ごとに委託先において決定 (2)事業ごとに委託先において決定 (3)事業ごとに委託先において決定 (4)事業ごとに委託先において決定	d
青少年の体験活動等の充実 ・男女共同参画の視点に立って、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実を図る。	40	【地域ボランティア活動推進事業(地域教育力再生プラン)】	文部科学省	地域の教育力の再生を図るため、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う事業を実施し、ボランティア活動の全国的な展開を推進する。	平成17年度実績 475事業	平成17年度と同趣旨で引き続き実施	未実施(平成17年度政策評価実施予定)	・地域教育力再生プラン(地域子ども教室推進事業)	A	(1)事業ごとに委託先において決定 (2)事業ごとに委託先において決定 (3)事業ごとに委託先において決定 (4)事業ごとに委託先において決定	d
	41	【地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業】	文部科学省	平成16年度までに全国の都道府県・市町村において、活動に関する情報提供・相談等のコーディネートを行う支援センターや、幅広く関係機関や団体等との連携を図り、ボランティア活動の推進に向けた諸課題について協議を行う推進協議会が整備されるよう支援する。	(平成16年度整備実績) 支援センター整備数 都道府県 46箇所 市町村 1,216箇所 協議会整備数 都道府県 43箇所 市町村 1,018箇所	実施せず(平成16年度限り)	全国に設置された支援センター、協議会整備箇所数により、政策評価を実施。全国規模で行うボランティア活動に関するコーディネートや情報提供、また、ボランティア活動の促進に向けた諸課題について協議する協議会の整備等、ボランティア活動を促進する環境が広がった。(2参照)	なし	A	(1)事業ごとに委託先において決定 (2)事業ごとに委託先において決定 (3)事業ごとに委託先において決定 (4)事業ごとに委託先において決定	d
	42	【ボランティア活動広報啓発普及事業】	文部科学省	国民一人一人が、日常的にボランティア活動を行い、相互に支え合える地域社会を実現するため、ボランティア活動推進フォーラムの開催や広報啓発普及活動を実施し、地域社会全体でボランティア活動を推進していく気運の醸成を図る。	・イメージキャラクターを活用した広報啓発(ポスター作成、ホームページ開設) ・ボランティア活動推進フォーラムの開催(全国フォーラム・地方フォーラム)	平成17年度と同趣旨で引き続き実施	未実施	なし	C	(1)特になし (2)ホームページやチラシ等により周知 (3)該当なし (4)費用負担なし(ホームページ閲覧に係る通信運搬費を除く)	d
	43	【豊かな体験活動推進事業】	文部科学省	成長段階に応じて、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことで、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む。	・体験活動推進地域・推進校(平成16,17年度:622校) ・地域間交流の実施(平成16年度:96校、17年度:75校) ・長期宿泊体験の実施(平成16,17年度:88校)	引き続き、本事業を実施	小学校・高等学校において既に年7日間以上の体験活動を実施しており、概ね順調に進捗している。平成17年度はこれから評価予定。	豊かな体験活動推進事業における推進校が、新規就農等促進総合支援事業(農林水産省)のモデル地区に出かけ、JA等の協力を得ながら、体験活動を実施する。	A	(1)事業ごとに委託先において決定 (2)事業ごとに委託先において決定 (3)事業ごとに委託先において決定 (4)事業ごとに委託先において決定	d
	44	【省庁連携子ども体験型環境学習推進事業】	文部科学省	子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行う事業を通して、体験型環境学習を推進する。	・モデル事業(委託事業)の実施(H16:24団体36か所 H17:18団体35か所) ・調査研究事業(委嘱事業)の実施(H16:3団体 H17:3団体)	・モデル事業(委託事業)の実施 ・調査研究事業(委嘱事業)の実施	モデルプログラムの開発及び実施状況(2参照)	なし	A	(1)事業ごとに委託先において決定。 平成18年度は、新たな活動場所による事業を追加している。 (2)事業ごとに委託先において決定。 (3)事業ごとに委託先において決定。 (4)事業ごとに委託先において決定。	d
	45	【青少年長期自然体験活動推進事業】	文部科学省	青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年を対象として、野外活動施設や農家などで、2週間程度の長期間、異年齢集団による共同生活を通じた野外活動等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成をする。	地方スポーツ振興費補助金として平成16年度20件25事業の実施	平成16年度限り	補助事業の実施状況。25箇所事業を実施した。	なし	B	(1)補助事業ごとに決定。 (2)補助事業ごとに計画。参加者の受益者負担あり。 (3)補助事業ごとに募集し選定。 (4)補助事業ごとに決定。	d

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝体で記載したものは(第1次)	施策の実施状況										備考
	整理番号	施策の名称等	府省庁名	1 施策の目的	2 平成16,17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果	5 関連する施策との連携の取組	6 施策内容による分類 A:直接実施 B:教育機関支援 C:自己啓発支援 D:その他	7 分類別調査項目 6の回答がA (1)内容の決め方、定期的見直し方法。/ (2)能力開発、生涯学習の時間帯・期間や費用負担等/(3)対象者の選定方法/(4)広報方法 6の回答がB (1)対象選定方法/(2)広報方法 6の回答がC (1)対象選定方法/(2)広報方法/(3)助成;対象プログラムの決め方、定期的に見直しの方法。/(4)情報提供、相談等;時間帯・費用負担等 6の回答がD 「7 分類別調査項目」の回答不要。	
	46	【青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業】	文部科学省	屋内に引きこもりがちな青少年等の悩みを抱える青少年に対し、自然体験や生活体験等の体験活動に取り組む事業の実施を通じて、推進体制のあり方等について実践的に研究することにより、青少年の社会性を育む体験活動を推進する。	モデル事業(委託事業)の実施(H16:13団体)	実施せず(平成16年度限り)	未実施	なし	A	(1)事業ごとに委託先において決定。平成18年度は、新たな活動場所による事業を追加している。 (2)事業ごとに委託先において決定。 (3)事業ごとに委託先において決定。 (4)事業ごとに委託先において決定。	d
	47	【問題を抱える青少年のための継続的な場づくり事業】	文部科学省	非行等の問題を抱える青少年の立ち直りの支援策として、地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動などを行うことができる継続的活動の場(居場所)を構築する。	平成16年度においては、「問題を抱える青少年のための継続的な場づくり事業」により非行等の問題を抱える青少年に対して、自立心や社会性を高めていくことを目的とした体験活動やスポーツ活動、社会奉仕活動などを行うことができる継続的な活動の場(居場所)として60箇所の場が構築された。平成17年度においても引き続き、継続的な活動の場を構築した。	問題を抱える青少年のための継続的な場(居場所)の構築を一層推進するため、引き続き、当該事業実施団体への支援を行う。	問題を抱える青少年のための継続的な場(居場所)の構築状況。60箇所の場が構築された。(2参照)	なし	A	(1)支援対象者は体験活動コーディネーター。選定方法は、委託先の関係団体が設置する連絡会により協議・選定。(具体的には、退職教員・警官、保護司、青少年育成推進員、NPO団体の関係者等) (2)警察、教育委員会、関係団体等による対象者や関係施設等へのチラシ配布、ポスター掲示、ホームページへの掲載等。 (3)なし。 (4)相談等を受けられる時間帯は概ね日中。費用負担はなし。	d
	48	【子どもの「心の教育」全国アクションプラン】	文部科学省	心豊かでたくましく生きることが出来る青少年を是くんでいく社会環境を整備するため、青少年団体をはじめとした社会教育関係団体等が実施する、「心の教育」に関する普及啓発活動等の取組を推進する。	委託事業の実施(H16:6団体)	実施せず(平成16年度限り)	未実施	なし	A	(1)事業ごとに委託先において決定。平成18年度は、新たな活動場所による事業を追加している。 (2)事業ごとに委託先において決定。 (3)事業ごとに委託先において決定。 (4)事業ごとに委託先において決定。	d
	49	【青少年の自立支援事業】	文部科学省	青少年が自立した人間として成長することを支援するため、青少年の主体性・社会性をはぐくむ社会体験や自然体験等の体験活動を推進する。	モデル事業(委託事業)の実施(H17:36団体)	モデル事業(委託事業)の実施	モデルプログラムの開発及び実施状況。36団体(2参照)	なし	A	(1)事業ごとに委託先において決定。平成18年度は、新たな活動場所による事業を追加している。 (2)事業ごとに委託先において決定。 (3)事業ごとに委託先において決定。 (4)事業ごとに委託先において決定。	d
	50	【独立行政法人国立オリンピックセンター記念青少年総合センター(子どもゆめ基金事業費を含む)】	文部科学省	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の推進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る。	青少年教育団体が行う自然体験や社会奉仕体験等の体験活動等に対する助成を実施。	なし(平成18年4月1日より独立行政法人国立青少年教育振興機構に統合)	平成16年度独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの平成16年度に係る業務の実績に関する評価により検証。 業務の改善・向上が図られ概ね良好な事業運営に努めていると評価。 平成17年度はこれから評価予定。	なし	B	(1)助成対象団体からの申請に基づき審査を経て決定。 (2)ホームページに募集案内を掲載 ・説明会の開催 ・関係機関へ募集案内を送付	d
	51	【独立行政法人国立青年の家】	文部科学省	青年の団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を青年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な青年の育成を図る。	青年教育に関するモデル的プログラムの開発や現代的課題に対応した自然体験、農業体験等の事業等を実施。	なし(平成18年4月1日より独立行政法人国立青少年教育振興機構に統合)	平成16年度独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの平成16年度に係る業務の実績に関する評価により検証。 業務の改善・向上が図られ概ね良好な事業運営に努めていると評価。 平成17年度はこれから評価予定。	なし	C	(1)募集 (2)ホームページに募集案内を掲載 ・マスコミを活用した広報活動 ・関係機関へ募集案内を送付 (3) (4)食費等の事業を行う上で最低限必要な実費分は参加者負担	d
	52	【独立行政法人国立青少年自然の家】	文部科学省	青少年を自然に親しませつつ行う団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を青少年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な青少年の育成を図る。	青少年教育に関するモデル的プログラムの開発や現代的課題に対応した自然体験、生活体験等の事業等を実施。	なし(平成18年4月1日より独立行政法人国立青少年教育振興機構に統合)	平成16年度独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの平成16年度に係る業務の実績に関する評価により検証。 業務の改善・向上が図られ概ね良好な事業運営に努めていると評価。 平成17年度はこれから評価予定。	なし	C	(1)募集 (2)ホームページに募集案内を掲載 ・マスコミを活用した広報活動 ・関係機関へ募集案内を送付 (3) (4)食費等の事業を行う上で最低限必要な実費分は参加者負担	d
	53	【独立行政法人国立青少年教育振興機構(仮称)(子どもゆめ基金推進事業費を含む)】	文部科学省	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の推進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る。	なし(平成18年4月1日独立行政法人国立青少年教育振興機構発足)	青少年教育団体が行う自然体験や社会奉仕体験等の体験活動等に対する助成を実施。 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発や現代的課題に対応した自然体験等の事業等を実施。	未実施(平成18年4月1日新規発足のため)	なし	B, C	B (1)助成対象団体からの申請に基づき審査を経て決定。 (2)ホームページに募集案内を掲載 説明会の開催 関係機関へ募集案内を送付 C (1)募集 (2)ホームページに募集案内を掲載 マスコミを活用した広報活動 関係機関へ募集案内を送付 (3)なし (4)食費等の事業を行う上で最低限必要な実費分は参加者負担	d

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝体で記載したものは(第1次)	施策の実施状況								備考		
	整理番号	施策の名称等	府省庁名	1 施策の目的	2 平成16,17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果	5 関連する施策との連携の取組		6 施策内容による分類 A:直接実施 B:教育機関支援 C:自己啓発支援 D:その他	7 分類別調査項目 6の回答がA (1)内容の決め方、定期的見直し方法、/ (2)能力開発、生涯学習の時間帯・期間や費用負担等/(3)対象者の選定方法/(4)広報方法 6の回答がB (1)対象選定方法/(2)広報方法 6の回答がC (1)対象選定方法/(2)広報方法/(3)助成;対象プログラムの決め方、定期的に見直しの方法、/(4)情報提供、相談等;時間帯・費用負担等 6の回答がD 「7 分類別調査項目」の回答不要。
民間教育事業との連携・民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。(文部科学省) また、生涯学習に関する意識啓発等のため、商工会議所が行う生涯学習振興方策に関する国際シンポジウムを開催し、学習機会の提供を図る。(第1次)	54	【生涯学習フェスティバル】	文部科学省	広く国民一般に対し生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供すること等により、国民一人ひとりの生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、もって生涯学習の一層の振興に資することを目的とする。	平成16年度:愛媛県において10月9日から13日まで、169会場にて開催し、約46万6千人の入場者があった。 平成17年度:鳥取県において10月9日から15日まで、231会場にて開催し、約28万1千人の入場者があった。	茨城県において10月5日から9日まで水戸市等6地域を中心に開催する予定。	未実施	なし	A	(1)開催都道府県ごとに設置される実行委員会(国や開催都道府県、その域内市町村等で構成)において内容を決定。 (2)開催都道府県ごとに設置される実行委員会において、期間(概ね1週間程度)や時間帯を設定している。会場費は実行委員会負担であり、生涯学習に係る事業を実施するにあたっての費用(一部出展料を含む)については参加団体の負担となっている。参加者は無料(一部材料費等を除く)。 (3)参加団体は公募で募集し、実行委員会事務局において選定している。来場は自由。 (4)インターネット、パンフレット等	d
	55	【ジョブカフェ】	経済産業省	地域の実情にあった、若者の能力向上及び就業促進を図るため、雇用関連サービスを1か所までまとめて受けられるワンストップサービスセンターを設置するもの。	・平成16年度より、雇用関連サービスを1か所までまとめて受けられるワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)を設置している。 20のモデル地域においては、経済産業省が、厚生労働省と連携しながら、民間事業者を積極的に活用し、カウンセリングから研修までのサービスを一貫してきめ細かく提供するとともに、企業ニーズに即した職業訓練を実施し、若者の能力開発を図っている。 (ジョブカフェモデル地域の実績) 平成16年度(15モデル地域) サービス利用者 約58万人 就職決定者数 約3.2万人 平成17年度(20モデル地域) サービス利用者 約99万人 就職決定者数 約6.1万人	引き続き、サービスを実施するとともに、各地域が自立的、継続的にジョブカフェ事業を実施できるよう、運用面、体制面の整備を進める。	(方法) ジョブカフェ事業の効果検証に関する調査 ジョブカフェサービスの利用者・利用企業やジョブカフェを利用して就職した者などの視点による、サービスに対する満足度や就職に向けた効果等を調査、評価、分析する。 (結果) ・当初、就職するかどうか迷っていた人の約5割が就職したいという意志を持つに至るなど、ジョブカフェのサービスの利用を通して就職意欲が向上していることが確認された。 ・職業訓練については、サービス利用者のうち、約7割が就職につながる効果があったと評価。	厚生労働省(ハローワーク)、自治体の職業紹介と連携	A	(1)各地域が策定する事業計画、目標に沿って実施するとともに、ジョブカフェ評価委員会の助言を受けながら、事業を評価。 (2)(時間帯・期間・費用負担等)各地域の実施状況により異なる。 (3)原則として、ジョブカフェの登録者による申込み。 (4)各地域において、募集を行っている。	d
高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進・学校教育、社会教育を通じて情報活用能力を育成するための情報教育を推進するとともに、情報通信技術を活用した教育の推進に努める。(文部科学省)	56	【生涯学習活動のIT化支援事業(うち「エル・ネット高度化推進事業」)】	文部科学省	エル・ネット(教育情報衛星通信ネットワーク)を活用した大学公開講座の全国への提供を通じ、公民館等の社会教育施設等における多様な学習機会の提供を支援する。	エル・ネットにより配信された大学公開講座数 226	平成16年度で終了	エル・ネットを活用して提供した大学公開講座数が対前年度比100%以上。したがって、想定した以上に順調に進捗。	なし	A	(1)事業ごとに委託先において決定。 (2)特になし (3)事業ごとに委託先において決定。 (4)事業ごとに委託先において決定。	d
	57	【地域における教育情報発信・活用促進事業】	文部科学省	エル・ネット(教育情報衛星通信ネットワーク)を活用した地域の特徴あるコンテンツの全国発信等を通じ、学習機会の提供を図る。	地域における学習コンテンツの全国への配信数 98	引き続き、本事業を実施。	委託事業の活動内容について、外部の有識者に見ていただき今後の活動への助言を得ている。	なし	A	(1)事業ごとに委託先において決定 (2)事業ごとに委託先において決定 (3)事業ごとに委託先において決定 (4)事業ごとに委託先において決定	d
	58	【教育用コンテンツの活用・促進事業(うち「教育用コンテンツの奨励事業」)】	文部科学省	教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に利用されることが適当と認められる作品を選定し、普及・促進を図る。	奨励事業の選定数、応募数 平成16年度実績 332	引き続き、本事業を実施。	昨年と比較して、同数以上の選定数があったことから、概ね順調に進捗していると判断。	なし	C	(1)教育映像等審査規定によって選定する。 (2)選定を受けた映画会社等が、文部科学省の規定に従って独自に広報を行う。 (3)該当なし (4)情報提供または相談等に関しては、基本的に業務時間内の範囲で行っている。	d
	59	【学習素材のデジタル化連携促進事業】	文部科学省	国民生活に身近な課題を題材とした、生涯学習のためのコンテンツ制作を支援するため、学習者同士の学び合いの場から手作りの学習素材を作り出す実践活動を通して、学習者が相互に触れ合いながら情報収集や提供活動が行えるよう、地域間・分野間・組織間を越えた広範な活動連携を促進させるための事業を実施。	有識者から構成される「連携促進委員会」を設置し、学習素材の収集・提供活動のための企画・立案を行うとともに、モデル地域として3地域を選定し、それぞれ「食と農」「関東の道」「防災学習」をテーマとした学習の実践事業を実施。	引き続き、本事業を実施。	未実施	なし	A	(1)年度毎に、連携促進委員会において内容等を精査している。 (2)特になし (3)各モデル地域において、受講者を募集している。 (4)インターネット、パンフレット等により周知	d
現代的課題に関する学習機会の充実・政策・方針決定への参画の促進にも資するよう、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの現代的課題に関する学習機会の充実を図ることにより、現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培うとともに、課題解決に取り組む主体的な態度を養う。(文部科学省)	60	【社会教育活性化21世紀プラン】	文部科学省	消費者問題、健康問題、職業能力向上等、現代的課題に関するモデルプログラムを開発するとともに事例を収集し全国に普及する。	平成17年度実績 ・災害に対する公民館のあり方に関する調査研究を実施するとともに、公民館職員等の対応マニュアルを作成し関係機関に配布。 ・地域に広がる消費者トラブル・被害の防止を図る観点から、消費者教育に関する教材を作成し、関係機関へ配布。 ・地方の博物館等の適切な運営のために、自己点検や評価等で活用できる博物館の経営・運営について指標(ベンチマーク)づくりを行い関係機関に配布。	平成17年度と同趣旨にて実施予定。	未実施(平成17年度政策評価実施予定)	なし	A	(1)事業ごとに委託先において決定 (2)事業ごとに委託先において決定 (3)事業ごとに委託先において決定 (4)事業ごとに委託先において決定	d

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝体で記載したものは(第1次)	整理番号	施策の名称等	府省庁名	施策の実施状況				7 分類別調査項目 6の回答がA (1)内容の決め方、定期的見直し方法。/ (2)能力開発、生涯学習の時間帯・期間や費用負担等/(3)対象者の選定方法/(4)広報方法 6の回答がB (1)対象選定方法/(2)広報方法 6の回答がC (1)対象選定方法/(2)広報方法/(3)助成;対象プログラムの決め方、定期的に見直しの方法。/(4)情報提供、相談等;時間帯・費用負担等 6の回答がD '7 分類別調査項目'の回答不要。	8 チャレンジの種類による分類 a; 「上」、 b; 「横」、 c;「再チャレンジ」、 d;a~	備考		
				1 施策の目的	2 平成16,17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果				5 関連する施策との連携の取組	6 施策内容による分類 A:直接実施 B:教育機関支援 C:自己啓発支援 D:その他
学習成果の適切な評価 ・様々な学習活動の成果が適切に評価されるような社会の実現に向け、生涯学習施策に関する調査研究を行うとともに、大学等において専修学校での学習の成果などを単位として認定することを奨励する。(文部科学省) 様々な学習活動の成果が適切に評価されるようにするために、学習成果の活用に関する調査研究を行うとともに、文部科学省認定技能審査を引き続き実施し、大学等において専修学校での学習の成果や文部科学省認定技能審査に合格した場合などを単位として認定することを奨励する。(第1次)	61	[大学における単位認定]	文部科学省	単位認定の弾力化を図るため	平成16年度時点において、専修学校での学習の成果などを単位として認定している大学数を調査・公表し、各大学において、専修学校での学習の成果を単位として認定することを促している。	平成17年度の実施状況を公表する。	専修学校での学習の成果などを単位として認定している大学数を調査している。平成16年度の実施状況は、336大学(前年度比37大学増)となっている。	なし	D	なし	d	
イ エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実 女性のチャレンジを支援するための学習機会の提供 ・女性のチャレンジを支援する教育・学習など情報提供を一層充実する。(文部科学省) ・結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性の再チャレンジのため、職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に一層努める。(文部科学省)	62	[独立行政法人国立女性教育会館情報事業]	文部科学省	男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する基本的かつ全国的な資料・情報を収集・提供するとともに、使いやすいポータルとデータベースの充実を図る。	所蔵資料(平成18年3月現在) 図書 83,251冊 地方行政資料 22,256冊 雑誌 3,256種 新聞 75種 新聞切り抜き 198,051点 文献情報データベース(平成18年3月現在) 図書 63,358件 雑誌 3,256件 地方行政資料 19,403件 和雑誌記事 48,766件 新聞記事インデックス 198,051件 女性関連施設データベース 590件(施設) 女性学・ジェンダー論関連科目データベース 961大学 15,945科目 女性と男性に関する統計データベース 551件 子育てネットワークデータベース 5,139件 男女共同参画人材情報データベース 434件 女性のキャリア形成支援サイト(平成18年3月27日開設)	引き続き、男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する国内外の資料を収集・整理し、女性教育情報センターにおいて提供するとともに、ポータルとデータベースの追加・更新をする。	平成16年度独立行政法人国立女性教育会館平成16年度に係る業務の実績に関する評価により検証。 中期目標・中期計画に照らして達成。 平成17年度はこれから評価予定。	なし	C	(1)レファレンスによるニーズ等を把握。 (2)研修事業等の開催期間中は開館時間の延長している。文献複写サービスは費用負担あり。 (3)なし(施設利用については目的により目的利用者と一般利用者に区別) (4)都道府県の教育委員会・男女共同参画担当や女性関連施設、国立大学等にリーフレットを送付。 国立女性教育会館ホームページでも広報。	a, b, c	
女性の生涯にわたる学習機会の充実 ・女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけるため、女性の多様な高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。(文部科学省)	63	[男女の家庭・地域生活充実支援事業]	文部科学省	主に男性の家庭・地域活動の両立を支援するモデルになるような事業及び男性とのパートナーシップを図りつつ、女性の社会参画を支援するための学習やその成果の普及を図る。	委託件数:8カ所	なし(平成16年度で終了)	男女共同参画の促進に資するモデル事業の実施数により検証。地方において本事業をモデルとした自主的な取組等が見られ、成果が普及していると評価している。	なし	A	(1)年度ごとに計画を提出させ、事業の趣旨に合致しているものを選考、委託している。 (2)計画毎に異なる(委託先において計画) (3)計画毎に異なる(委託先において計画) (4)委託先において企画・実施	a, d	
	64	[女性のキャリア形成支援プラン]	文部科学省	キャリア形成支援事業の委託等を行うことにより、女性が社会で十分能力を發揮し、多様なキャリアを形成するための支援策について調査研究を行い、その成果の普及を図る。	委託件数 (ア)女性のキャリア形成支援事業委託先 平成16年度及び平成17年度各7カ所 (イ)上へのチャレンジ支援事業委託先 平成17年度 6カ所	女性のキャリア形成支援事業 継続事業の3年目にあたり、引き続き委託先ごとに事業を実施 ・上へのチャレンジ支援事業 18年度の委託先について選定し、委託先ごとに事業を実施 ・女性の理工系進路選択支援事業 18年度の委託先について選定し、事業を実施	平成16年度男女共同参画の促進に資するモデル事業の実施数により検証。概ね順調に進捗している。 平成17年度はこれから評価予定。	なし	A	(1)年度ごとに計画を提出させ、事業の趣旨に合致しているものを選考、委託している。 (2)計画毎に異なる(委託先において計画) (3)計画毎に異なる(委託先において計画) (4)委託先において企画・実施	女性のキャリア形成支援事業:c, d ・上へのチャレンジ支援事業:a ・女性の理工系進路選択支援事業:b	
女性の能力開発の促進 ・職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。(文部科学省)	65	[独立行政法人国立女性教育会館事業](再掲) [専修学校新社会人キャリアアップ推進](再掲) (女性の再チャレンジコースのみ)	文部科学省									

男女共同参画社会基本計画(第2次) 明朝体で記載したものは(第1次)	整理番号	施策の名称等	府省庁名	施策の実施状況				備考			
				1 施策の目的	2 平成16,17年度の具体的実施状況と実績(個人対象の場合は、女性の内訳)	3 平成18年度の実施予定	4 1の「施策の目的」が達成されたかを検証している場合は、その検証方法と結果		5 関連する施策との連携の取組	6 施策内容による分類 A: 直接実施 B: 教育機関支援 C: 自己啓発支援 D: その他	7 分類別調査項目 6の回答がA (1)内容の決め方、定期的見直し方法、/費用負担等/(3)対象者の選定方法/(4)広報方法 6の回答がB (1)対象選定方法/(2)広報方法 6の回答がC (1)対象選定方法/(2)広報方法/(3)助成;対象プログラムの決め方、定期的に見直しの方法、/(4)情報提供、相談等;時間帯・費用負担等 6の回答がD 「7 分類別調査項目」の回答不要。
女性の学習グループの支援 ・女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。 (文部科学省)	66	[独立行政法人国立女性教育会館研修事業]	文部科学省	女性のエンパワーメントの促進を図るため、女性教育指導者等を対象に女性教育、家庭教育に関する事業の企画立案及び団体・グループ等の活動の推進に必要な専門的知識・技術習得などを図る研修事業を実施。	「女性のキャリア推進セミナー」 「女性のエンパワーメント支援セミナー」を実施 参加者数 平成16年度 参加者 52名 うち女性 51名 平成17年度 参加者 32名 うち女性 30名	「女性のキャリア形成支援推進研修」 「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」	平成16年度 独立行政法人国立女性教育会館平成16年度に係る業務の実績に関する評価により検証。 中期目標・中期計画に照らしてほぼ達成。 平成17年度はこれから評価予定。	なし	A	(1)・年度ごとに内容を精査し、決定。 (2)・事業毎に時間帯や期間・費用負担等について決定 (3)・1施設、1団体1名を原則に選考。 (4)・都道府県の教育委員会、男女共同参画担当や女性関連施設、国公立大学等に開催要項を送付。 会館ホームページでも広報。	a
独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等 ・独立行政法人国立女性教育会館においては、国内外の女性教育のナショナルセンターとして、基幹的な女性教育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供やDV問題教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブセンター機能の充実等を行う。(文部科学省) 国立女性教育会館において、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育、家庭教育に関する専門的調査・研究、情報収集・整理・提供を行うとともに、女性教育関連施設と連携を図りつつ、男女共同参画社会の形成の促進に努める。さらに、国内外の関連機関・施設、団体・グループ、個人等とのネットワークを充実し、女性情報ネットワークの拠点としての機能の強化を図る。また、公私の女性教育関連施設の運営及び情報のネットワーク化の推進、地域の実情に応じた学習機会の提供、相談、調査研究等の各種事業の支援を図ることにより、地域における女性の生涯学習を総合的に推進する。 (第1次)	67	[独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実]	文部科学省	独立行政法人国立女性教育会館は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。	利用者数 平成16年度 116,808名 うち女性 77,592名 平成17年度 129,465名 うち女性 88,979名 ホームページアクセス件数 平成16年度 321,000件/平成17年度 363,000件 所蔵資料(平成18年3月現在) 図書 83,251冊/地方行政資料 22,256冊/雑誌 3,256種/新聞 75種/新聞切り抜き 198,051点 文献情報データベース(平成18年3月現在) 図書 63,358件/雑誌 3,256件/地方行政資料 19,403件/和雑誌記事 48,766件/新聞記事インデックス 198,051件 女性関連施設データベース 590件(施設) 女性学・ジェンダー論関連科目データベース 961大学 15,945科目 女性と男性に関する統計データベース 551件 子育てネットワークデータベース 5,139件 男女共同参画人材情報データベース 434件 女性のキャリア形成支援サイト(平成18年3月27日開設)	・基幹的な女性教育指導者等の資質・能力の向上 「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」 「女性関連施設に関する調査研究」等	平成16年度 独立行政法人国立女性教育会館平成16年度に係る業務の実績に関する評価により検証。 中期目標の達成に向けて着実に成果をあげていると評価。 平成17年度はこれから評価予定。	なし	A, C	(1)独立行政法人国立女性教育会館評価部の年度評価等をもとに見直し。 (2)事業毎に時間帯や期間・費用負担等について決定。 (3)なし(施設利用については目的により目的利用者と一般利用者に区別) (4)・都道府県の教育委員会・男女共同参画担当や女性関連施設、国公立大学等に開催要項を送付。 国立女性教育会館ホームページでも広報。	a,b,c

8 チャレンジの種類による分類には、直接各チャレンジを目的としていない施策も含まれている。